

平成 30 年 2 月 14 日

投資者の皆さまへ

岡三アセットマネジメント株式会社

「アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）」および
「アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）」の
投資信託約款の変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、標記投資信託につきまして、投資信託約款を変更させていただく予定でございますのでお知らせいたします。

ファンドのご購入を検討されている投資者の皆さまは、下記の内容をご了解の上、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

I. 投資信託約款の変更内容

1. ファンドの投資対象のうち、アジアの転換社債（CB）部分の投資対象を「BNP パリバ・アジア・オセアニア CB ファンド（適格機関投資家専用）」から「クレディ・スイス・アジア CB ファンド」に変更します。
2. 1 の変更に伴い、ファンドの投資制限のうち、外貨建資産への投資についての制限を変更します。

II. 投資信託約款の変更理由

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的にアジアのハイ・イールド債券を中心に転換社債（CB）に投資します。転換社債（CB）への投資は「BNP パリバ・アジア・オセアニア CB ファンド（適格機関投資家専用）」を通じて行っておりましたが、今般、当該投資信託の運用会社である BNP パリバ・アセットマネジメント株式会社から、償還の申し入れがありました。これを受け弊社ではファンドの運用を継続すべく、アジア地域の CB へ投資する新たな投資信託の選定を行いました。

新たな投資信託へ投資することで、ファンドの商品性が変わることなく、運用の継続性が図れると判断したため、投資信託約款の変更を行います。

III. 投資信託約款変更適用日

平成 30 年 3 月 19 日（予定）

IV. 投資信託約款変更のスケジュール

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ①議決権口数の確定 | 平成30年2月15日 |
| ②書面による議決権の行使期間 | 平成30年2月15日から平成30年3月7日まで |
| ③書面による決議の日 | 平成30年3月8日 |
| ④投資信託約款変更適用日 | 平成30年3月19日（予定） |

投資信託約款の変更の手続きは、投資信託約款の規定にしたがい、書面決議により行います。書面決議により、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を得られなかった場合には、投資信託約款の変更を行いません。

なお、平成 30 年 2 月 14 日以降にファンドをお申し込みされた受益者につきましては、議

決権の行使を行うことはできません。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部

フリーダイヤル 0120-048-214 (受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時)

以上